

第十回国会 衆議院 議院運営委員会 議録 第一号

昭和二十五年十二月十日(日曜日)

午後三時五分開議

出席委員

- 委員長 小澤佐重喜君
- 理事 齋藤 謙福君 健司君
- 理事 寺本 光治君 石田 博英君
- 岡延右三門君 岡西 明貞君
- 川本 末治君 菅家 喜六君
- 倉石 忠雄君 島田 末信君
- 田嶋 好文君 田淵 光一君
- 塚原 俊郎君 坪川 信三君
- 中川 俊思君 松本 善壽君
- 南 好 雄君 椎熊 三郎君
- 園田 直君 長谷川四郎君
- 赤松 勇君 田中織之進君
- 松井 政吉君 竹村奈良一君
- 梨木作次郎君 中村 寅太君

国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の一部を改正する法律案の起草に關する件

国政調査承認要求に關する件

法律案の委員会審査省略要求の取扱に關する件

専門員の格付に關する件

委員派遣承認申請に關する件

○小澤委員長 たいまより会議を開くことにいたします。

○警厚議長 別にむずかしいことを申し上げるわけではありませんが、前の国会のときには、皆さんのいろいろ御協力を願ひまして、どうやら曲りなりにもいろいろのことができて来たのであります。この国会におきましても、おうような精神でみなお互いになんとなりに協力する気持になれば、必ず円滑な議事の進行ができると思ひますから、お互いに助け合ふ気持になつて、どうぞひとつよろしく御願ひをいたしておきたいと思ひます。(拍手)

議長 幣原喜重郎君

副議長 岩本 信行君

議員 石野 久男君

議員 小林 進君

議員 佐竹 晴記君

議員 浦口 鉄男君

事務総長 大池 眞君

十二月十日

委員小川平二君、佐々木秀世君、田中元君、柳澤義男君及び山口喜久一郎君辞任につき、その補欠として松本善壽君、田嶋好文君、井手光治君、南好雄君及び坪川信三君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

小委員会設置に關する件

○小澤委員長 それではさう決定いたします。その委員は私から指名することにあらかじめ御承認を願ひたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小澤委員長 御異議がなければ、さうに決定をいたします。

○小澤委員長 次に、常任委員会の国政調査承認要求の件について議長から諮問がありますので、事務総長からその説明を願ひたいと思ひます。

○石田(博)委員 ちよつとその前に……各常任委員会の国政調査承認要求の件につきましては、当該委員会の所管事項の範囲に属するものについては議長限りでおとりはからい願ひ、疑問があるものについてここで御相談を願うということに、あらかじめ相談をまとめておいた方が適当じやないかと思ひます。その理由は、ほとんど全部といつていいほど従来は異議なしで通つておつたし、本日も実は委員会から承認要求があります。一々その内容についてこれを読み上げて行くことも煩雜でありますし、形式的に流れ過ぎるので、その内容は公報をもつて通知されることでありますから、冒頭申し上げたようにおとりはからいを願ひたいと思ひます。

○佐竹晴記君 出張とかさういふものを除外して……

○石田(博)委員 出張は別に要求して来ますから……

○小澤委員長 それではただいまの石田君の御発言の通りとりはからつて御

異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小澤委員長 御異議がありませんからさうに決定いたします。従つて本日の承認事項もここで諮らないで、ただいま決定通りの方法で処理を願うことにいたします。

○小澤委員長 なお特別委員会は、御承知の通り会期ごとに設定することになつておりますが、この特別委員会の設置について、皆さんの御意見を承りたいと思ひます。

○石田(博)委員 この件は、本運営委員会の中の特別委員会に關する小委員会御協議願つた上で成案をお出し願ひたいと思ひます。

○小澤委員長 たいまの石田君の動議の通り、特別委員会に關する小委員会調査研究の結果、本委員会正式に決定するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小澤委員長 それではさうに決定いたします。

○小澤委員長 それから前国会におきまして、本委員会立案し、本院で議決になり、参議院において審議未了になりました手当等に関する法律の一部を改正する法律案を、再び本委員会から提出するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小澤委員長 それではさうに決定いたします。

○小澤委員長 次に委員派遣の承認申請が法務委員会その他からござります。この問題を御協議願ひます。内容につきましては、事務総長から一応御説明申し上げることにいたします。

○大池事務総長 法務委員会から委員派遣の承認をお願い申し上げます。このことと参りました。それは神戸その他の地区における騒擾事件の実情を調査いたしたい。それには第一班といたしまして安部俊吾君、田嶋好文君、猪俣浩三君の三名で、第二班は押谷富三君、大西正男君の二名、合計五名でございます。第一班の三名の方は京都、大阪、神戸、第二班の方は名古屋、大津この方面を一週間調査いたしたい、こういう申出であります。このことについては田嶋好文君がお見えになつておりますので、特別に必要な点を御説明願ひました上で、御審議願つたらどうかと思ひます。

○石田(博)委員 それより前に、前国会の冒頭に、委員派遣は開会中はしなという約束を一切いたしておつたのであります。本国会もいづれ自然休会に入る時期があると思ひますから、そのときに御協議願つたらどうですか。

○園田委員 そのときでいいということにすれば……

○榊原委員 年末でありますから……

○田中(織)委員 二班にわかれて行くというが、各班はいずれも七日の予定ですか。

○大池事務総長 そういふことでは、いいます。

○田中(總)委員 それから神戸その他の地方に起つた騒擾事件の調査について、調査班員が二つにわかれて行くことがこれで明確になつたのであります。ところが、そういう委員の派遣は検討を要すると思ひます。その点と、ことに二班にわけて各班とも一週間ずつというのではどうかと思ひます。

○梨木委員 この神戸その他の騒擾事件に関する調査のための委員派遣ですが、私は法務委員会に所属して居るわけでありまして、この委員の人員選については協議がまとまつておられはすです。神戸騒擾事件は、背後に共産党があるか、いなかというところがいろいろ問題になつておられるわけであり、だからどうしても共産党の委員も一名加えなければならぬというのが、理事会の了解事項になつておたのであります。今見ますと、全然入つておられない、この点についても相当問題があると思ひます。

もう一つは、今まで議院運営委員会の申合せ事項として、当該選挙区の委員は、その地方の国政調査には遠慮することになつております。ところがこれを見ますと、第一班はどこへ行くのか、法務委員会で聞いた範囲内では名古屋と聞いております。

○石田(博)委員 京都、大阪、神戸です。それと、京都、大阪、神戸とする、それもまたおかし。法務委員会では愛知と言つておつたはずで。

○石田(博)委員 それは第二班です。○梨木委員 だから選挙区関係の委員がその中に入つておるわけなんで、こ

の点は従来から申合せになつておることですか……。

○権藤委員 入つていないですね。○梨木委員 二班はお二人で大阪じやありませんか。

○石田(博)委員 名古屋です。○梨木委員 それではここに來ておられる方に説明を聞きましよう。そういう理事会の申合せでやつたことと違つたのを持つて來るようでは……。

○石田(博)委員 それは委員会内部のことですから、委員会でやつてもらおうじやありませんか。どういふ取扱いになるのか、だれが行くとか、何日行くとか、そういうことは委員会で相談しておることですか、法務委員会でやつてもらおうじやありませんか。

○梨木委員 この点については説明のために田嶋さんが來ておられるから、ちよつと説明を聞きたいと思ひます。こういうことは理事会の申合せ事項と違ふのだ。委員派遣の問題については、各派からこういう委員を出すことになつておつた。

○赤松委員 問題は二つある。一つは石田君が言つたように取扱いの問題なんだ。一つは委員指名の問題だが、これは委員会での性質のものだ。そこで取扱い方について、開会中は一応遠慮するといふ申合せが運営委員会でできたとすれば、その申合せを一応尊重して、休会をいたす時期にあらためて相談してみたらどうか。

○石田(博)委員 それはいい。○権藤委員 委員会と相談して、共産党以外は満場一致できまつたことなんですよ。

○石田(博)委員 行くことはいいが、あしたから休会にならうというときに

相談すべき性質のものですね。○権藤委員 そうはいかない問題だし、年末に差迫つて行くというのでも困るだらうし、大体今度の国会だつていつまでもやつておることはないのだからと思つて……。

○石田(博)委員 いつまでやつていなかもしれないから、きょうきめなくともいいでしょう。国会開会中に出張するといふことは、われ／＼としてはとりはからえない。よほどのことであれば別だが、なるべくならば参考人の出頭を求めるといふのが建前であるから……。

○権藤委員 参考人といつても、三百人も五百人も調べることもできぬし、現地に行くよりしよがあるまい。○小澤委員 それで御意見はいろいろありますが、休会まぎわになつたときに決定することにして、本日は留保することにしていかがですか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○小澤委員 それではそのよういたします。

なほこれと同じような問題もありませんか。
○大池事務総長 同じような問題もほかにございしますが……。

○赤松委員 それも右へならんで、同じ取扱いでどうです。
○小澤委員 それではそのよういたします。

○竹村委員 さつきのことで誤解があつたらいいから申上げます。が、さつき国会議員の歳費の問題で、私どもは提出することを了解しただけで、提出したものについては反対ですから、それだけ言つておきます。

○小澤委員 本日の会議について御相談申し上げます。前国会において審議未了になりました五法案が政府から提案されております。これに關しましては、政府から委員会の審査省略の要求書がついておられます。内容は事務総長から申し上げます。

○大池事務総長 五つの法案が本日提案になりました。この中で、地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案。これは委員会省略の要求がございせんから、本日地方行政委員会に付託の手続をとりました。それ以外の外国為替特別会計の資本の増加に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案、健康保険法の一部を改正する法律案、特別職の職員に關する法律案、特別職の職員の給与に關する法律案、一般職の職員の給与に關する法律案の一部を改正する法律案。この四法案については、提出と同時に委員会の審査省略の要求書が出ております。

○赤松委員 どこから出て來たのですか。
○大池事務総長 政府からです。これらの取扱い等について、御協議をお願いいたします。なおただいま御決定になりました国会議員の歳費旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきましても、これが取扱いについて御相談をお願いしたいと思います。

○権藤委員 第九臨時国会と本通常国会とはまつたたく別な国会でありまして、政府が本日提案しておるものは、われ／＼は本国会においては新規提案と解釈する。しかも事は財政経済上に影響するところ甚大なものがありますから、慎重審議しなければならぬ。本国会に出した議案を、委員会の慎重なる審査を省略するといふことは、あまりに粗瀆に過ぎる。かくのごときことは悪例にもなりませんから、政府の要望にかんがかわらず、あげて当該委員会にまわして、慎重審議の上決定して行きたい。しかしながら事実としてはすでに一回審査済み問題でもありません。審査の過程において不満の点はありましたが、一応形式的には審査の済んだ問題ですから、当該委員会における審査の仕方等については、委員長その他委員の各位が適当に処理されて、なるべく迅速に上げるといふ点については、おのずから方法があらうと思ひます。案の取扱いとしては、こういう法律案は委員会審査を省略すべき問題ではないという原則論に立ちまして、私は一応全部委員会に付託することにいたしましたと思ひます。

○石田(博)委員 これらの法律案は、本院におきましては委員会の審査を終了し、本会議で議決して、参議院に送付し、参議院においても委員会の審査を経ておる議案であります。もとより慎重審議する必要も私は承知しておりますし、さらに本国会が前国会とはまつたたく別個のものであることは、私も十分承知しております。しかしすべて急を要する問題であります。特に官吏諸君の給与に關する法律案は、できるだけすみやかに制定を見たい。官吏諸君に對して安心を與える必要もあるし、給与の増額もはからなければなりません。そのためには相當の準備期間も必要であります。従つて前国会において慎重審議を遂げたことを、さらに慎重審議を加えなければならぬといふことは、逆に申しますれば

ば、前国会の審議が慎重審議でなかつたという……。(その通り)と呼ぶ者あり)われはそういう見解に賛同いたすわけに参りません。従つて私も政府の希望をいれて、委員会の審査を省略し、ただちに日本の本会議に上程されて、一日もすみやかに本議案の成立を希望する次第であります。

○審議委員 さすがに審議権尊重の決議案に反対された自由党の御意見といひまして、まことに価値のある貴重な御意見を拜聴しまして、驚いておるのでございます。これは先ほど権原君がおつしやつたように、臨時国会とこの通常国会とは違つたのでございまして、第十国会におきましては、その手続を経て、委員会を審議し、本会議で討議して議決するということが建前なんです。ことに国会法五十六條の條文から申しましても、一特に緊急を要するもの」となつております。石田君の言うところを聞くと、ベリス・アップの問題だから、緊急を要する問題だと言われまします。それなら政府はなぜもつと早く出さないのか。せつば詰まつて、早く人事委員会を審議もさせないで、しかも参議院においては昨晩人事委員会の諸君が、GHQの公務員制度課の課長であるシャーン氏とウィリアムス氏に会いに行つたが、シャーン氏は昨夜旅行に立つたので、歸つて来てから、この点の修正の余地があれば、これが審議未了になれば、その修正については十分に相談する。こういうことを言つておるのであつて、社会党は今その手続をとつておりま

そのものの内容は、私が聞くところによれば、大蔵省が一時的にきめ、閣議で一瀉千里にきめて、あとで次官會議を開いたので、各省においても号俸調整その他の問題で非常な不満があつたということをお聞きしておる。これは人事院勧告の上下差の問題、あるいは政府原案の上下差の問題のほかに、号俸調整附則第二号というものが大きな問題を持つておる。單に金額の問題だけでなく、そういう重大な意味を持つておるから、この際はひとつ野党からあるいは興党の側からも修正案が出るかも知れぬが、社会党の方で修正案の準備をしており、おそらく民主連盟の方でも準備をされておると思つて、これを一応委員会に出させて審議をして、しかる後に正常な討議の状態でもつて本会議で議決を経るといふことによらなければ、議院政治のルールがこわされて来る。きのう審議未了になつたものを、きょういきなり出して来て、委員会の審議を省略して、ただちに本会議に上程してくれというような政府の要求は、政府が責任を感じていないことになる。審議未了になつたのは政府の責任なんだ。これは自由党自身も十分反省しなければならぬ。(発言する者あり)それを本日突如として出して、委員会の審査を省略して本会議に上程して、審議権を尊重しないといふことは、議院政治のルールを根本的に破壊するやり方であつて、われわれとしては絶対に反対だ。

○石田(博)委員 非常に自分の方のこととおつしやりにくいことは、よくわかるから、私の方で申し上げますが、参議院の人事委員長は社会党の木下君です。(発言する者あり)本院において議了した給與法を参議院に送付いたしましたのは、二日のことでありました。それが三日、四日、五日、六日、七日、八日、九日の午後に至るまで、ほとんど人事委員会を開かない。人事委員会を開かなかつたことは、実は社会党の木下委員長がどこかへ逃げて、委員会を開かなかつたのだ。これは明らかにみずから審議権を放棄して、官公吏諸君の給與を改善することに對して誠意がない証拠なんです。この責任は、あけて社会党の諸君及び委員長——その背後をとりまく所属政党的の諸君の責任である。従つて責任は明らかに木下君及びその背後の社会党にある。従つてわれわれはその責任論に立つるわけに行かない。まづたく違つた見解をとつております。従つて私どもは一日も早くこの法律案の成立を望むのであつて、そのためには、私どもとしてはやはり政府の希望をいれて、委員会の審査を省略し、本日の本会議に上程されることを希望いたします。

○権原委員 どうも悪例になるようなことはやめた。委員会の方は一瀉千里にやるにしても、とにかくひとまず委員会にまわして、正常なやり方をやつて、本会議で審議するのが筋道であつて、参議院の方のことをいへば、こゝで取上げることが筋道です。参議院の方に言わせれば、多数党たる自由党が全部出席しないために、正式に委員会が開けなかつたと言ふ。責めは両方にある。他院のことをわれわれは干渉する余地はない。われわれは参議院だけは正常な道をとらうじやないですか。

○石田(博)委員 責任論のことから、これ以上は言わないことにする。

○権原委員 野党に責任はない。ただ今後悪例を残すと責任ができるから、いい前例をつくる意味でわれわれは責任を負おうとやありませんか。

○田中(義)委員 この問題はきのうのきょうというところで、何らその間に隔たりがないように考えますけれども、きのうのときよりは、大きな変化があることは事実なんです。まづたく新たな情勢のもとに、内容は同じであるうと、政府は提案して来ておる。特にこの問題については、大蔵大臣が予算に關連して、給與法改訂について考慮するということも、参議院の予算委員会から政府を代表して言明しておる事案があるのです。そういう意味において、案そのものの内容に關する問題でありますから、私はこれ以上を多く申しませんけれども、政府自身としてもこの案については重大な考慮を拂わなければならぬ責任を持つておる。特に一般職の給與に對する法律案については、すでに生じておる新たな情勢のもとに提出された案件であります。そこで先ほど権原さんからも言われましたところの、委員会の審議を経て本会議に上程するようにとつておることは、新たな情勢が生じておるというところを考慮して、本院においては新たな角度において慎重審議する。ただ委員会の審議のやり方については、権原さんの言われましたように、委員長並びに委員諸君の努力によりまして、すみやかなる議事を期するということも、われわれは雙手をあげて賛成するのであります。その意味において、われわれはルールにのつとつてお考え願ひたいと思ひます。

○小澤委員 各党のお考えも大体わかりましたから、この際暫時懸談して

○小澤委員 各党のお考えも大体わかりましたから、この際暫時懸談して

○小澤委員 各党のお考えも大体わかりましたから、この際暫時懸談して

○小澤委員 各党のお考えも大体わかりましたから、この際暫時懸談して

○小澤委員 各党のお考えも大体わかりましたから、この際暫時懸談して

○小澤委員 各党のお考えも大体わかりましたから、この際暫時懸談して

○小澤委員 各党のお考えも大体わかりましたから、この際暫時懸談して

○小澤委員 各党のお考えも大体わかりましたから、この際暫時懸談して

○小澤委員 各党のお考えも大体わかりましたから、この際暫時懸談して

○小澤委員 各党のお考えも大体わかりましたから、この際暫時懸談して

○小澤委員 各党のお考えも大体わかりましたから、この際暫時懸談して

○小澤委員 各党のお考えも大体わかりましたから、この際暫時懸談して

○小澤委員 各党のお考えも大体わかりましたから、この際暫時懸談して

○小澤委員 各党のお考えも大体わかりましたから、この際暫時懸談して

○小澤委員 各党のお考えも大体わかりましたから、この際暫時懸談して

○小澤委員 各党のお考えも大体わかりましたから、この際暫時懸談して

○小澤委員 各党のお考えも大体わかりましたから、この際暫時懸談して

○小澤委員 各党のお考えも大体わかりましたから、この際暫時懸談して

○小澤委員 各党のお考えも大体わかりましたから、この際暫時懸談して

○小澤委員 各党のお考えも大体わかりましたから、この際暫時懸談して

○小澤委員 各党のお考えも大体わかりましたから、この際暫時懸談して

○小澤委員 各党のお考えも大体わかりましたから、この際暫時懸談して

○小澤委員 各党のお考えも大体わかりましたから、この際暫時懸談して

○小澤委員 各党のお考えも大体わかりましたから、この際暫時懸談して

繰入金に関する法律案

一、一般職の職員に給與に関する法律の一部を改正する法律案
一、特別職の職員に給與に関する法律の一部を改正する法律案
以上四法律案は、ただいま申し上げた通りの決意をもつて臨みたい。従つてただいま私の発言は、野党各派を代表して、誓約をするものでござい

●石田(博)委員 ただいま権能君からの御発言は、與党が教をもつて云々といふことを除き、他は全部賛成でございます。
●赤松委員 実は召集日のきよう、突然政府の方から委員会審査の省略の要求がございましたことは、われ／＼国会運営のルールの上から申しまして、その常識の欠けておる態度に對して非常に遺憾であつたのであります。ただいま権能さんが野党を代表されて提議されましたが、法律案そのものについては、いろ／＼社会党といつたしましてはなお議論をしなければならぬ。あるいは修正案を出さなければならぬ点もあるのをごさいます。この国会運営のルールを明確にしかつそれを確立するといふ意味におきまして、政府の要求に對し、本委員会が独自の立場から、先ほど権能さん御提案の趣旨に御賛成くださいますならば、日本社会党はこれに對して全力を上げて協力したいと思ひます。

●小澤委員長 共産党、何かございすか。これは野党全部ですね。
●石田(博)委員 こんなことは紳士協約で言うべきことじゃないですが、これについては、本委員会は他の委員会を拘束しないなどというお話がないよ

うにお願いいたします。

●小澤委員長 各党代表という意味で伺つたわけですね。それではお諮りいたしますが、ただいま権能君の御意見の通り決定して御異議ございせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

●小澤委員長 それではさうに決定いたします。
●小澤委員長 事務局長から協議したことがあつたのであります。
●大池事務局長 実は今まで機会を失しておつたのであります。皆さんの御意見を承つて、最終的に決定をしたいと思います。それは専門員の格付の点でございます。御承知の通り本院並びに参議院の専門員を十五級職に変更いたしました。当時の規定によりまして審査の結果、十五級職の専門員に於いて十一名、本院に於いて十二名ありました。その後参議院の方では三名が退職され八名残つておつたのであります。本院では二名退職して十名残つておつたのであります。その後参議院の方では残つた八名について選考し、一名だけは選考漏れで調査員に発令がえになり、他は全部専門員に昇格しております。本院の方は、残つた十名は従来通り十五級職以下の専門員となつて取扱つておるわけでございます。ただいまでは十三級の専門員が二名、十四級の専門員が七名、その他非常勤扱いの者が一名という扱ひになつております。参議院と本院が取扱ひが違つておりました。参議院の専門員は全部十五級職、その十五級職も一、二、三、三、三という規定上三つのクラスにわかれておりましたのを、十五の二ということに

きめまして、その後上つた人も全部十五の二ということになつております。ところが本院の方はすでに十五級職に指定された方でも、十五の二の方が相当なわけでありまして、そこで本院の専門員といたしまして、落ちました者の昇格の問題は別として、すでに十五の二にありま専門員については、参議院並に十五の二にしていただく。さうでない、同じ専門員であつても、参議院と本院に開きがあつて、低いような感じが持たれても困りますので、さういふ要求があるわけでありました。前国会の召集の際に、常任委員長さんの御意見を伺つたところ、いろ／＼議論はあるけれども、すでに参議院で十五の二に指定されておるのに、こちらだけそのままに置くわけにいかぬから、將來専門員になる者についての選考は、十分その格付に努力願ふことにし、従来おる者は、やはり参議院並に取扱ひ方がよくはないかといふのが多数の御意見でありました。そこで最終の決定としては、本運営委員会にお諮りを申し上げ、現在十五の二とするのが適當であるから、同様に御決定願ひたい。これは一月のペース改訂によりましてスライドして行く際に、十五の二のままで上ると、二になつて上るとでは、よほどそこに違ひが出て参りますので、この際御決定願ひたいと思つたのでございす。

●田中(義)委員 その点、私どもも異議はありませんが、先ほど事務局長の御報告を承つておると、従来十五級職の専門員になつた者の中で、参議院の方は相当昇格された人があるようでありまして、参議院と歩調を合すことも従来考慮されたと思ひますが、その点についてはどうですか。
●大池事務局長 その点を考慮するといふことも……
●田中(義)委員 それを考慮されたいといふ希望を述べまして、ただいまのことには賛成いたします。
●石野久男君 私の方も趣旨には賛成であります。あと十三級職、十四級職におられる諸君、非常勤の人が一名おるといふことですが、これに對してもそのまま放置することなしに、やはり考慮していただくように希望しました。賛成いたします。
●小澤委員長 それではただいまの御報告のように決定して御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

●大池事務局長 先ほどの政府提出四法律案につきましては、委員会審査省略の要求が出たのであります。これは都合によりまして撤回するといふ申出がありましたので、御了承願ひます。
●小澤委員長 その問題は円満に片づきましたから……。

〔参照〕

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
第一條中「四万円」を「六万円」に、「三万二千元」を「四万八千元」に、「二万八千八百円」を「四万三千元」に改める。
第十條中「九千円」を「一万二千元」に改める。

附則
この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

●小澤委員長 本日はこれにて散会いたします。午後四時三十五分散会

昭和二十五年十二月十八日印刷

昭和二十五年十二月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局